

○玖珠町ごみステーション設置事業補助金交付要綱

平成18年4月1日玖珠町告示第127号

(目的)

第1条 この告示は、家庭から排出されるごみ収集場所の生ごみの散乱を防止し、併せてごみ収集能率の向上を図り、もって地域住民の生活環境の改善を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 町長は、次の事業に対し補助金を交付することができる。

- (1) 5戸以上の家庭がステーション方式により、ごみ収集箱を設置する場合
- (2) 5戸以上の家庭がステーション方式により、カラスネットを設置する場合
- (3) やむを得ない事情で5戸未満の家庭がステーション方式により、ごみ収集箱・カラスネットを設置する場合
- (4) 本事業においてごみ収集箱・カラスネットを設置し適切な維持管理を行っていたにも関わらず、経年劣化等による破損で修繕又は再購入する場合
- (5) その他町長が認める場合

(補助金)

第3条 補助金は次のとおりとする。

- (1) ごみ収集箱の既製品を購入した場合は、1/2補助とする。ただし、最高限度額は30,000円とする。
- (2) ごみ収集箱を業者に製作依頼した場合は、1/2補助とする。ただし、最高限度額は30,000円とする。
- (3) ごみ収集箱を自主製作する場合は、その原材料費の1/2補助とする。ただし、最高限度額は20,000円とする。
- (4) カラスネットの購入費は1/2とする。ただし、最高限度額は2,000円とする。
- (5) 補助金は、100円未満を切り捨てる。

(補助金交付申請等)

第4条 補助金の申請及び交付は、玖珠町補助金等交付規則（平成7年玖珠町規則第4号）を適用する。

2 玖珠町補助金等交付規則第4条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）には、設置場所（カラスネットを除く。）の承諾書（様式第2号）及び設置利用者名簿（様式第3号）を添えて町長に提出する。

第5条 事業完了後、申請者は補助金交付請求書（様式第4号）に実績報告書（様式第5号）等関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第6条 町長は補助金を交付した後において、そのごみステーション設置事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、補助金の一部又は全部について返還を命ずることができる。

- (1) 事業内容が申請内容と著しく相違する場合
- (2) 虚偽の申請により補助金交付を受けた場合
- (3) 不正な行為により補助金交付を受けた場合
- (4) この告示に違反したとき。

(維持管理)

第7条 当該事業の完成後は、受益者が自主的に維持管理するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第67号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月1日告示第101号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年11月7日告示第96号)

この要綱は、公布の日から施行する。